

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月30日
【会社名】	ローム株式会社
【英訳名】	ROHM COMPANY LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 CEO 松本 功
【本店の所在の場所】	京都市右京区西院溝崎町21番地
【電話番号】	(075)311-2121 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 CFO 伊野 和英
【最寄りの連絡場所】	京都市右京区西院溝崎町21番地
【電話番号】	(075)311-2121 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 CFO 伊野 和英
【縦覧に供する場所】	株東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2023年6月27日開催の当社第65期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 本総会が開催された年月日

2023年6月27日

(2) 本総会における決議事項の内容

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当金を当社普通株式1株につき金100円とする。

第2号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件  
監査等委員でない取締役として松本功、東克己、伊野和英、立石哲夫、山本浩史、南雲忠信、Peter Kenevan、村松邦子、井上福子を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
監査等委員である取締役として山崎雅彦、千森秀郎、中川恵太、小野友之を選任する。

<株主提案>

第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件  
取締役に対して、新たに譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与する。

(3) 上記決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、上記決議事項が可決されるための要件並びに上記決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席した株主の 議決権の数 (個)	決議の結果	
					賛成比率 (%)	可否
<会社提案>						
第1号議案	748,882	66,436	18,041	833,574	89.83	可決
第2号議案						
松本功	783,386	44,081	5,882	833,566	93.98	可決
東克己	822,510	10,815	30	833,572	98.67	可決
伊野和英	823,969	9,356	30	833,572	98.84	可決
立石哲夫	824,488	8,837	30	833,572	98.91	可決
山本浩史	824,509	8,816	30	833,572	98.91	可決
南雲忠信	824,808	8,517	30	833,572	98.94	可決
Peter Kenevan	831,349	1,978	30	833,574	99.73	可決
村松邦子	831,504	1,823	30	833,574	99.75	可決
井上福子	832,861	466	30	833,574	99.91	可決
第3号議案						
山崎雅彦	798,007	35,305	30	833,561	95.73	可決
千森秀郎	831,468	1,857	30	833,574	99.74	可決
中川恵太	832,539	786	30	833,574	99.87	可決
小野友之	832,706	619	30	833,574	99.89	可決
<株主提案>						
第4号議案	145,146	684,942	3,159	833,553	17.41	否決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案及び第4号議案については、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成が得られること。

第2号議案及び第3号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成が得られること。

- 「賛成(個)」「反対(個)」「棄権(個)」は、書面又は電磁的方法により事前に行使された議決権の数に、本総会当日出席の株主から各決議事項に対する賛成及び反対が確認できた議決権の数を加えたものです。
- 「出席した株主の議決権の数(個)」は、事前行使分(意思表示を無効とした分を含む)に、当日出席のすべての株主(途中退場した株主の議決権の数を含む)の議決権の数を加えたものです。

(4) 本総会における決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、本総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び本総会当日出席の株主のうち各決議事項に対する賛成及び反対が確認できた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した(株主提案議案については会社法上否決されることが明らかになった)ため、本総会当日出席の株主のうち各決議事項に対する賛成、反対及び棄権が確認できない議決権の数は加算しておりません。

以上